

(写)

滋 男 女 参 第 143 号
平成 14 年(2002 年)6 月 14 日

滋賀県男女共同参画審議会会長 様

滋賀県知事 國 松 善 次

男女共同参画計画の策定について(諮問)

本県において男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県男女共同参画推進条例第 8 条の規定に基づく男女共同参画計画を作成するにあたり、貴審議会に諮問します。

(諮問の趣旨)

本県においては、平成 10 年に「滋賀県男女共同参画推進計画～パートナーしが 2010 プラン～」を策定し、これに基づき男女共同参画を推進してきました。

しかし、この間、社会情勢は、少子化の進行、高齢化の進展、情報通信の高度化など従来の予測を上回る急激な変化が進んできており、従来の社会システムでは十分な対応ができない状況が生じてきています。

また、平成 11 年 6 月には男女共同参画社会基本法が公布・施行され、さらに、同法に基づき男女共同参画基本計画が平成 12 年 12 月に策定されたところであります。

こうした状況の中、本県においては、平成 14 年 4 月に滋賀県男女共同参画推進条例を施行し、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進していくこととしています。

このため、平成 15 年度を初年度とする男女共同参画計画を策定する必要がありますので、審議会の意見を問うものです。